

各 位

一般社団法人 静岡県剣道連盟  
会 長 吉村 勝

## ◎剣・居・杖道、称号（錬・教士）選考審査会

## ◎剣道六段～八段審査申込み（全剣連11月審査）及び六・七段受審者講習会 要 項

## ◎居合道六段・七段審査申込み（全剣連11月審査）及び居合道講習会

【ご注意】記載内容を熟読して、漏れや間違いの無いよう申し込みをして下さい。

- 1 期 日 (1) 称号選考審査会 令和元年9月1日（日）午前9時30分集合 同10時開始  
(2) 剣道受審者講習会 令和元年9月1日（日）午前12時30分集合 同13時開始  
(3) 居合道受審者・伝達講習会 令和元年9月15日（日）午前9時30分集合 同10時開始
- 2 会 場 県 剣 連 養 浩 館（静岡市葵区宮前町355番地 TEL054-263-5428）
- 3 主 催 一般社団法人 静岡県剣道連盟
- 4 資 格 ①県剣連登録会員で下記の経過年数を経過した者。  
②称号受審者は、全剣連称号・段位審査実施要項により、全剣連又は静岡県剣道連盟が本年度行った事前の講習会で受講修了証を交付され、錬士・教士として必要とされる日本剣道形、審判法、指導法等の知識、実技について能力の認定を受けた者。

(1) 称号選考審査会（剣道・居合道・杖道） ※規程とは静岡県剣道連盟 「称号段級位審査規程」をいう。

称 号	資 格 ・ 経 過 年 数 ・ 年 令 ・ そ の 他
錬 士	平成30年11月30日以前に六段を取得した者。尚、申込時事前講習会受講修了証の添付を要す。 【特別受審】平成21年11月30日以前に五段を取得し、かつ年齢満60歳以上で県剣連会長が特に認めた者。（規程第9条4項）尚、申込時事前講習会受講修了証の添付を要す。
教 士	錬士七段受有者で、七段を平成29年11月30日以前に取得した者。尚、受講修了証の添付を要す。
称号受審者は、申込書に講習会受講修了証を添付し、選考審査会の受審料 <b>3,340円</b> を添へ申込みのこと。 尚、錬士【規程第9条4項】受審者は、必ず所属地区連盟会長の推薦書（形式無し）を添付し、申込み用紙に【第9条4項受審】と明記すること。	

(2) 剣道・居合道（全剣連11月審査）受審資格

段 位 ・ 種 別	資 格 ・ 経 過 年 数 ・ 年 令 ・ そ の 他			
六 段	<table border="1"> <tr> <td>剣 道</td> <td rowspan="2">平成26年11月30日以前に五段を取得した者（五段受有後、5年以上修業した者）</td> </tr> <tr> <td>居 合 道</td> </tr> </table>	剣 道	平成26年11月30日以前に五段を取得した者（五段受有後、5年以上修業した者）	居 合 道
剣 道	平成26年11月30日以前に五段を取得した者（五段受有後、5年以上修業した者）			
居 合 道				
七 段	<table border="1"> <tr> <td>剣 道</td> <td rowspan="2">平成25年11月30日以前に六段を取得した者（六段受有後、6年以上修業した者）</td> </tr> <tr> <td>居 合 道</td> </tr> </table>	剣 道	平成25年11月30日以前に六段を取得した者（六段受有後、6年以上修業した者）	居 合 道
剣 道	平成25年11月30日以前に六段を取得した者（六段受有後、6年以上修業した者）			
居 合 道				
八 段	平成21年11月30日以前に七段を取得し、かつ年齢満46歳以上の者（10年以上修業）			
受審会場と受審日が複数ある場合は申込書に希望を明記、また、受審者講習会への参加・不参加を申込書に必ず明記すること。				

## 5 審 査 料

(1) 称号選考審査を受審する者は、錬士・教士共3,340円を申込み用紙に添え申し込むこと。

合格者は、当日選考会終了後、次の金額を納入すること。 錬士 16,300円 教士 19,540円

(2) 六・七・八段を受審する者は、次の金額を申込書に添え申し込むこと。

六段 15,220円 七段 16,300円 八段 17,380円

※六・七段受審者講習会の出・欠を必ず審査申込書に記入のこと。

6 注意事項

- \*締切り後の申込みは一切受け付けない。(次回に受審して下さい) 前段を他県で受領した者は、証書の写しを要する。
- \*八段受審者は、所属地区連盟に受審の申込みを期日厳守ですること。
- \*六・七段講習会当日、全剣連昇段審査要項を受講者に配布する。後日個人宛送付はしない。全剣連広報『剣窓』参照。
- \*称号選考審査会の受審者は、本年3月以降に実施した県剣連講習会の受講修了証(コピー)を申込み時添付の事。
- \*全剣連社会体育指導員中級以上取得者は剣道の審判法・指導法・日本剣道形を免除する。証書コピーを添付する事。
- \*称号選考審査会の学科問題  
剣道は『全剣連制定 剣道指導の心構え』を出題。 全剣連 平成19年3月14日制定のもの。  
居合道・杖道は県剣連制定の指導法『重点事項』を出題。
- \*称号選考審査合格者の全剣連手続きについては、当日県剣連事務局より説明する。

7 申込み締切り日及び申込み先 (各地区連盟で記入ください。)

剣・居・杖、称号選考審査及び剣・居六・七段 令和元年8月3(土) 厳守  
剣道八段 令和元年9月2(月) 厳守  
申込先住所 各所属地区連盟へ

8 称号審査方法

剣道 日本剣道形、審判法、指導法の実技と学科を課す。(防具・木刀持参)  
居合道 審判法、指導法の実技、制定居合4本・古流3本、と学科を課す。(制定居合4本は当日指定)  
杖道 審判法、指導法の実技、制定杖道5本と学科を課す。(制定杖道5本は当日指定。打・仕交代し行う)

9 六・七段受審者講習方法 次の講習方法で行う。

剣道 審査方法に準じ実技を行う。(詳細については、当日説明する。)  
居合道 審査方法に準じ実技を行う。(詳細については、当日説明する。)

- ◎ 受審者は出場前に準備運動を十分に行うと共に、竹刀等用具の点検をし、自他の事故防止に万全を期すること。  
事故発生の場合、県剣連は必要により応急処置をして救急車又は病院の手配をする。  
県剣連は受審者全員1日傷害保険に加入するが、この保険は会場内における事故に対する保険であり、往復路上は含まない。(加入する1日傷害保険は事故の全てを補償するものではない。)  
事故発生の場合、各人の健康保険で対応するので、健康保険証、又は写しを持参すること。

- ◎ 護国神社駐車場を借用するので、初穂料500円を納め、係の指示に従って駐車のこと。

◎9月1日剣道受審者講習会終了後、15時00分から県下合同剣道稽古会が行われますので参加をお願いします。

【個人情報保護法への対応】

申込書に記載される個人情報(所属連盟・氏名・住所・生年月日・年令・称号・段位・職業等)は、静岡県剣道連盟が実施する本審査会講習会運営のために利用する。尚、所属連盟・氏名・年令・段位等の最小限の個人情報は必要の都度目的に合わせ、公表媒体(掲示用紙、ホームページ、広報)に公表することがある。更に剣道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- 10 各地区連盟は、各称号、各段位ごと別々の申込み用紙に取りまとめ、  
称号受審者は、称号選考受審料 3,340円(選考審査合格者は当日前記5(1)を県剣連に直接納付)  
六・七・八段受審者は、前記5(2)の受審料を添えて、送付(送金)して下さい。

各地区連盟より県剣道事務局の申込締切日は  
剣・居・杖、称号選考審査及び剣・居六・七段  
剣道八段

令和元年8月10日(土) 必着  
令和元年9月14日(土) 必着

11 証書料

本審査会での合格者には全剣連より正式な合格者一覧表を受け次第、各人宛にハガキで証書料納入通知を送付するので、次の通りの金額を県剣連に直接納入、もしくは送金をすること。  
尚、本審査合格者は、すみやかに県剣連事務局及び所属地区連盟に合格の連絡をしてください。

錬士 74,160円 教士 100,900円  
六段 62,640円 七段 87,530円 八段 103,990円  
(※年令満70才以上の合格者の証書料については上記金額の半額とする。)

12 登録料

全剣連審査会での六段合格者は、証書料と共に「指導者登録」料 10,800円を納入のこと。  
但し、71才以上の合格者は半額(5,400円)とする。

注 証書料については70才以上半額(全剣連規定)、登録料は71才以上半額(県剣連規定) 例(六段合格者)

69才以下	証書料 62,640円	+	指導者登録料 10,800円	合計 73,440円
70才	証書料 31,320円	+	指導者登録料 10,800円	合計 42,120円
71才以上	証書料 31,320円	+	指導者登録料 5,400円	合計 36,720円

※年齢は全剣連審査日を基準日とする。